

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 液化石油ガス販売事業者の認定

○ 救急病院の認定

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

○ の更新

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

○ に係る事項の変更

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

○ の辞退

○ 指定居宅サービス事業者の指定

○

○

○

○

○

○

○ 指定居宅サービス事業者等の指定

○

○

○

目次

担当課（室）

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

指定居宅サービス等の事業の廃止

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

出 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届

〃

〃

〃

〃

〃

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第百七十五号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）第三十五条の六第一項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和五年四月四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 液化石油ガス販売事業者の名称及び代表者の氏名

マルキガス南岡山株式会社

代表取締役 菅野 嘉彦

二 液化石油ガス販売事業者の住所

岡山県玉野市築港二丁目一二番一三号

三 保安確保機器の設置及び管理の方法

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商

産業省令第十一号）第四十六条第二号に掲げる方法

四 認定年月日

令和五年三月二十八日

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第百七十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院を次のとおり認定した。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

1 名称

渡辺病院

2 所在地

新見市高尾二二七八―一

二 認定年月日

令和五年四月一日

三 認定の有効期限

令和八年三月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

真庭市国民健康保険湯原温泉病院

2 所在地

真庭市下湯原五六

二 認定年月日

令和五年四月一日

三 認定の有効期限

令和八年三月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

総合病院津山第一病院

2 所在地

津山市中島四三八

二 認定年月日

令和五年四月一日

三 認定の有効期限

令和八年三月三十一日

◎岡山県告示第百七十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和五年四月四日

指定した医療機関

名称

コスモス薬局 下の町店

所在地

倉敷市児島下の町一―一〇

岡山県知事 伊原 隆 太

指定年月日

令和五年四月一日

◎岡山県告示第百七十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和五年四月四日

指定を更新した医療機関

岡山県知事 伊原木 隆 太

名称

所在地

更新年月日

有限会社大手町薬局 メディカルアルファ

津山市大田四五二一四

令和五年三月二十七日

◎岡山県告示第百七十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

かわべ薬局

倉敷市真備町川辺一七九七―三

令和五年四月一日

あしたか薬局 白楽町店

倉敷市白楽町二七八―七

令和五年四月一日

スマイル薬局 笹沖店

倉敷市新田二七五〇―七

令和五年四月一日

児島薬局

倉敷市児島柳田町一七六―三

令和五年四月一日

茶屋町在宅診療所

倉敷市茶屋町三六〇―一二

令和五年四月一日

キラきら薬局 上成店

倉敷市玉島上成五三七―五

令和五年四月一日

◎岡山県告示第百八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名称

変更事項

変更前

変更後

変更年月日

このころの医療 たいようの丘ホスピタル

医療機関の名称

このころの医療 たいようの丘ホスピタル

さきがけホスピタル

令和五年四月一日

このころの医療 新見

医療機関の名称

このころの医療 新見

さきがけクリニック

令和五年四月一日

◎岡山県告示第百八十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

さくらウェルビーイングクリニック	倉敷市新倉敷駅前一丁目三一―新倉敷MNビル三階	令和五年三月三十一日
中務薬局	浅口市金光町占見新田七四八	令和五年三月三十一日
有限会社 田の口薬局	倉敷市児島田の口三一―二二―一八	令和五年三月三十一日
セントラル薬局 二子店	倉敷市二子二〇三一―一八	令和五年三月三十一日
医療法人賀新会 プライムホスピタル玉島	倉敷市玉島七五〇―一	令和五年三月三十一日
マスカット薬局 児島店	倉敷市児島下の町一〇―二―四	令和五年三月三十一日

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第百八十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンターふれあい

2 所在地

岡山県美作市福本八六五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人鶯園

2 所在地

岡山県津山市瓜生原三三七―一

三 指定年月日

令和五年四月三日

四 介護保険事業所番号

三三七三七〇〇五六〇

五 サービスの種類

通所介護

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第百八十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンター湯郷

2 所在地

岡山県美作市中山一四八三―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人鶯園

2 所在地

岡山県津山市瓜生原三三七―一

三 指定年月日

令和五年四月三日

四 介護保険事業所番号

三三七三〇七九二

五 サービスの種類

通所介護

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第百八十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ブルーミングケア早島デイサービス

2 所在地

岡山県都窪郡早島町矢尾五六六一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

玉野環境技術株式会社

2 所在地

岡山県玉野市玉原三丁目二十番一号

三 指定年月日

令和五年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二六〇〇三四〇

五 サービスの種類

通所介護

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第百八十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションあいあい

2 所在地

岡山県美作市福本八六五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人鶯園

2 所在地

岡山県津山市瓜生原三三七―一

三 指定年月日

令和五年四月三日

四 介護保険事業所番号

三三七三三〇〇五七八

五 サービスの種類

訪問介護

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第百八十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

障がい者支援施設さやかなる苑

2 所在地

岡山県久米郡美咲町書副一八二―四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人鶯園

2 所在地

岡山県津山市瓜生原三三七―一

三 指定年月日

令和五年四月三日

四 介護保険事業所番号

三三七三八〇〇六三四

五 サービスの種類

通所介護

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第百八十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

津山市障害者福祉センター神南備園

2 所在地

岡山県津山市大谷六〇〇番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人鶯園

2 所在地

岡山県津山市瓜生原三三七―一

三 指定年月日

令和五年四月三日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二三七八

五 サービスの種類

通所介護

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第百八十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問看護ステーションハッピーズ

2 所在地

岡山県笠岡市走出四四〇七番

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ハッピーズ

2 所在地

岡山県笠岡市走出四四〇七番

三 指定年月日

令和五年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三六〇五九〇〇四〇

五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第百八十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

大杉病院訪問看護ステーション

2 所在地

岡山県高梁市柿木町二八番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人慶真会

2 所在地

岡山県高梁市柿木町二四番地

三 指定年月日

令和五年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三六〇九九〇〇四二

五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第百九十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

高梁市国民健康保険成羽病院附属川上診療所

2 所在地

岡山県高梁市川上町地頭二三四〇番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

高梁市

2 所在地

岡山県高梁市松原通二〇四三番地

三 指定年月日

令和五年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇九〇〇七六七

五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

居宅療養管理指導

介護予防居宅療養管理指導

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第百九十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

特別養護老人ホーム ロマンシティあいだ

2 所在地

岡山県美作市井口四一―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人鶯園

2 所在地

岡山県津山市瓜生原三三七―一

三 指定年月日

令和五年四月三日

四 介護保険事業所番号

三三七三三〇〇二六三

五 サービスの種類

短期入所生活介護

介護予防短期入所生活介護

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第百九十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

短期入所生活介護笠岡すみれ園

2 所在地

岡山県笠岡市笠岡一〇八〇番地の一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人すみれ福祉会

2 所在地

兵庫県明石市松が丘北町一〇七四番地の一

三 指定年月日

令和五年四月三日

四 介護保険事業所番号

三三七〇五〇〇〇八八

五 サービスの種類

短期入所生活介護

介護予防短期入所生活介護

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第百九十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

短期入所療養介護笠岡すみれ苑

2 所在地

岡山県笠岡市笠岡一〇八〇―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人すみれ福祉会

2 所在地

兵庫県明石市松が丘北町一〇七四番一

三 指定年月日

令和五年四月三日

四 介護保険事業所番号

三三七〇五〇一〇一一

五 サービスの種類

短期入所療養介護

介護予防短期入所療養介護

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第百九十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

軽費老人ホームケアハウス百壽

2 所在地

岡山県久米郡美咲町書副一九二―三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人鷲園

2 所在地

岡山県津山市瓜生原三三七―一

三 指定年月日

令和五年四月三日

四 介護保険事業所番号

三三七三八〇〇三〇三

五 サービスの種類

特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第百九十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

高梁市介護老人保健施設ひだまり苑

2 所在地

岡山県高梁市川上町地頭二二三七―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人旭川荘

2 所在地

岡山県岡山市北区祇園八六六

三 廃止の届出を受理した年月日

令和五年三月二十九日

四 介護保険事業所番号

三三七〇九〇〇四六〇

五 サービスの種類

短期入所療養介護

介護予防短期入所療養介護

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第百九十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

高梁市介護老人保健施設ひだまり苑

2 所在地

岡山県高梁市川上町地頭二三三七―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人旭川荘

2 所在地

岡山県岡山市北区祇園八六六

三 廃止の届出を受理した年月日

令和五年三月二十九日

四 介護保険事業所番号

三三七〇九〇〇四五二

五 サービスの種類

通所リハビリテーション

介護予防通所リハビリテーション

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第百九十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居室サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

短期入所療養介護笠岡すみれ苑

2 所在地

岡山県笠岡市笠岡一〇八〇―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人すみれ佑和会

2 所在地

広島県福山市瀬戸町地頭分小立二七二二

三 廃止の届出を受理した年月日

令和五年三月二十八日

四 介護保険事業所番号

三三七〇五〇一〇一一

五 サービスの種類

短期入所療養介護

介護予防短期入所療養介護

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第百九十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

短期入所生活介護笠岡すみれ園

2 所在地

岡山県笠岡市笠岡一〇八〇一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人すみれ佑和会

2 所在地

広島県福山市瀬戸町地頭分小立二七二一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和五年三月二十八日

四 介護保険事業所番号

三三七〇五〇〇八八

五 サービスの種類

短期入所生活介護

介護予防短期入所生活介護

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第百九十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

特別養護老人ホームロマンシティあいだ

2 所在地

岡山県美作市井口四一―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人千寿福祉会

2 所在地

岡山県津山市瓜生原三二六―一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和五年三月二十八日

四 介護保険事業所番号

三三七三七〇〇二六三

五 サービスの種類

短期入所生活介護

介護予防短期入所生活介護

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第二百号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第一号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設を指定した。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

特別養護老人ホーム ロマンシティあいだ

2 所在地

岡山県美作市井口四一―二

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人鶯園

2 所在地

岡山県津山市瓜生原三三七―一

三 指定年月日

令和五年四月三日

四 介護保険事業所番号

三三七三七〇〇二六三

五 サービスの種類

介護老人福祉施設

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第二百一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第一号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設を指定した。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

特別養護老人ホーム笠岡すみれ園

2 所在地

岡山県笠岡市笠岡一〇八〇番地の一

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人すみれ福祉会

2 所在地

兵庫県明石市松が丘北町一〇七四番地の一

三 指定年月日

令和五年四月三日

四 介護保険事業所番号

三三七〇五〇〇二六〇

五 サービスの種類

介護老人福祉施設

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第202号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十一条の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設の指定の辞退があった。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

特別養護老人ホームロマンシティあいだ

2 所在地

岡山県美作市井口四一―二

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人千寿福祉会

2 所在地

岡山県津山市瓜生原三二六―一

三 辞退年月日

令和五年三月二十八日

四 介護保険事業所番号

三三七三七〇〇二六三

五 サービスの種類

介護老人福祉施設

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第百二十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十一条の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設の指定の辞退があった。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

特別養護老人ホーム笠岡すみれ園

2 所在地

岡山県笠岡市笠岡一〇八〇―一

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人すみれ佑和会

2 所在地

広島県福山市瀬戸町地頭分小立二七二一

三 辞退年月日

令和五年三月二十八日

四 介護保険事業所番号

三三七〇五〇〇二六〇

五 サービスの種類

介護老人福祉施設

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第二百四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十四条第一項の規定により、次の介護老人保健施設の開設を許可した。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

高梁市国民健康保険成羽病院附属介護老人保健施設ひだまり苑

2 所在地

岡山県高梁市川上町地頭二三三七―一

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

高梁市

2 所在地

岡山県高梁市松原通二〇四三番地

三 許可年月日

令和五年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三五三二八〇〇一三

五 サービスの種類

介護老人保健施設

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第二百五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十四条第一項の規定により、次の介護老人保健施設の開設を許可した。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

老人保健施設笠岡すみれ苑

2 所在地

岡山県笠岡市笠岡一〇八〇一

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人すみれ福祉会

2 所在地

兵庫県明石市松が丘北町一〇七四番一

三 許可年月日

令和五年四月三日

四 介護保険事業所番号

三三五〇五八〇〇二七

五 サービスの種類

介護老人保健施設

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第二百六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十九条第二項の規定により、次のとおり介護老人保健施設を廃止する旨の届出があった。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

高梁市介護老人保健施設 ひだまり苑

2 所在地

岡山県高梁市川上町地頭二三三七―一

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

高梁市

2 所在地

岡山県高梁市松原通二〇四三番地

三 廃止の届出を受理した年月日

令和五年三月二十九日

四 介護保険事業所番号

三三五三二八〇一三

五 サービスの種類

介護老人保健施設

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第二百七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十九条第二項の規定により、次のとおり介護老人保健施設を廃止する旨の届出があった。

令和五年四月四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

老人保健施設笠岡すみれ苑

2 所在地

岡山県笠岡市笠岡一〇八〇一

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人すみれ佑和会

2 所在地

広島県福山市瀬戸町地頭分小立二七二一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和五年三月二十八日

四 介護保険事業所番号

三三五〇五八〇〇二七

五 サービスの種類

介護老人保健施設

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第二百八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問介護事業所 Links

2 所在地

玉野市田井一丁目九番九号 デイアス・プエンテB 一〇二号室

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社原田屋

2 主たる事務所の所在地

玉野市田井一丁目十一番二十号

三 指定年月日

令和五年四月一日

四 事業所番号

三三一〇四〇〇五六三

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第二百九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

和・介護ステーション矢掛

2 所在地

小田郡矢掛町小田五一九三番地六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社シフト

2 主たる事務所の所在地

倉敷市真備町市場三〇九〇番地

三 指定年月日

令和五年四月一日

四 事業所番号

三三一二八〇〇一〇九

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第二百十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

きつつき生活介護事業所

2 所在地

美作市湯郷一四三番地八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社サンライフ

2 主たる事務所の所在地

勝田郡勝央町黒土二二二番地一

三 指定年月日

令和五年四月一日

四 事業所番号

三三一―五〇〇二〇五

五 サービスの種類

生活介護

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第二百十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

あなぐま舎

2 所在地

久米郡美咲町中三〇八八番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人アーツ&クラフツビレッジ

2 主たる事務所の所在地

久米郡美咲町中三〇九〇番地

三 指定年月日

令和五年四月一日

四 事業所番号

三三一三八〇〇二三二

五 サービスの種類

生活介護

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第二百十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ワークハウスキラリ

2 所在地

備前市福田七八一―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人むぎの会

2 主たる事務所の所在地

岡山市東区藤井二九八番地二

三 指定年月日

令和五年四月一日

四 事業所番号

三三一―一〇〇三〇三

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第二百十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

岡山ハーモニー

2 所在地

加賀郡吉備中央町竹部一九七三番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社岡山ハーモニー

2 主たる事務所の所在地

加賀郡吉備中央町竹部一九七三番地

三 指定年月日

令和五年四月一日

四 事業所番号

三三一三九〇〇一九七

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第二百十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

和の音色

2 所在地

玉野市玉原二―七―三四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社ジョイライフ

2 主たる事務所の所在地

玉野市玉原二―七―三四

三 廃止年月日

令和五年三月三十一日

四 事業所番号

三三一〇四〇〇四五六

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第二百十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を廃止する旨の届出があった。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

統合ケアハウスリンクス

2 所在地

備前市伊部三八〇番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人コミュニケーションネットワークL i n k s

2 主たる事務所の所在地

備前市伊部三八〇番地

三 廃止年月日

令和五年三月三十一日

四 事業所番号

三三一〇〇二二〇

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第二百十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

吉備の里ぽけっと

2 所在地

加賀郡吉備中央町上野二三二〇―一九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人吉備の里

2 主たる事務所の所在地

加賀郡吉備中央町上野二三二〇―一〇

三 指定年月日

令和五年四月一日

四 事業所番号

三三五三九〇〇〇四〇

五 サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第二百十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ぐんぐんタッチ

2 所在地

赤磐市上市三五五番地二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人岡山県自閉症児を育てる会

2 主たる事務所の所在地

赤磐市和田一九四番地一

三 指定年月日

令和五年四月一日

四 事業所番号

三三五一三〇〇一三六

五 サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第二百十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

KJKスクール

2 所在地

井原市西江原町二二五七番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人平成いばら漢塾

2 主たる事務所の所在地

井原市井原町三五五七番地二九

三 指定年月日

令和五年四月一日

四 事業所番号

三三五〇七〇〇一〇四

五 サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第二百十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

チルドレンハウス・つばめ

2 所在地

勝田郡勝央町黒土二二二番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社サンライフ

2 主たる事務所の所在地

勝田郡勝央町黒土二二二番地一

三 指定年月日

令和五年四月一日

四 事業所番号

三三五三六〇〇七九

五 サービスの種類

放課後等デイサービス

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第二百二十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和五年四月四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

まなび家若宮

2 所在地

都窪郡早島町若宮三五四三一〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社やまと

2 主たる事務所の所在地

奈良県桜井市桜井一九二番地二

三 指定年月日

令和五年四月一日

四 事業所番号

三三五二六〇〇一二〇

五 サービスの種類

放課後等デイサービス

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第二百二十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

児童発達支援事業所「てけてけ」

2 所在地

津山市山北八〇〇番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

津山市

2 主たる事務所の所在地

津山市山北五二〇番地

三 指定年月日

令和五年四月一日

四 事業所番号

三三五〇三〇〇〇二〇

五 サービスの種類

保育所等訪問支援

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第二百二十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

里庄町放課後等デイサービス事業所「ぼかぼか」

2 所在地

浅口郡里庄町大字里見一〇五―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人里庄町社会福祉協議会

2 主たる事務所の所在地

浅口郡里庄町大字里見一〇七番地の二

三 指定年月日

令和五年四月一日

四 事業所番号

三三五二七〇〇二九

五 サービスの種類

放課後等デイサービス

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

◎岡山県告示第二百二十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

つむぎ大和

2 所在地

加賀郡吉備中央町西三六二一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人発達支援ネットワークつむぎ

2 主たる事務所の所在地

高梁市横町一〇七二番地一

三 廃止年月日

令和五年三月三十一日

四 事業所番号

三三五三九〇〇二四

五 サービスの種類

保育所等訪問支援

◎岡山県告示第二百二十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

辞退年月日

中務薬局

浅口市金光町占見新田七四八

調剤

令和五年三月三十一日

◎岡山県告示第二百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

岡山市南区飽浦字岩穴六七一の三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

岡山市南区飽浦字岩穴六七一の三（次の図に示す部分に限る。）、六七一の九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二百二十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十二条第一項の規定により、海区漁場計画を定めるとともに、同法第六十四条第六項の規定により当該海区漁場計画に基づき漁業の免許予定日及び申請期間を定めた。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 海区漁場計画の内容

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課に備え置いて縦覧に供する。）

二 免許予定日

令和五年九月一日

三 申請期間

令和五年四月四日から一〇〇日間

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

〔一六二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、岡山地方務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市福田町古新 田内地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和五年一月十三日	終了年月日

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

〔一六三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、瀬戸内市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

瀬戸内市邑久町大富地内	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和五年三月二十四日	終了年月日

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

〔一六四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

笠岡市東大戸地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和五年三月二十日	終了年月日

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

〔一六五〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により早島町から岡山県南広域都市計画地区計画についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画地区計画

二 都市計画の変更年月日

令和五年三月二十四日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、早島町建設農林課において縦覧に供する。

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

〔一六六〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇四九号 令和五年三月二十 八日	井原市下出部町字長登路四五四番 四	四・〇〇	二〇・〇七

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

〔一六七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年四月四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字鷺瀬九五―一、九五―六、九五―七、一一〇―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区西花尻一三二三―一 エスポール庭瀬一〇一

迫田 智浩

迫田 加奈

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十二月二十日岡山県指令建指第三八二号

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

〔一六八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年四月四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字延ノ東四二四―一、四二四―一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

美作市大井が丘七〇〇―七九二カレント大井が丘二〇二

岡田 誠

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十二月十二日岡山県指令建指第三六一号

〔一六九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年四月四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字前池尻一〇一六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区大安寺南町一丁目一―五イービクヤスダA二〇二

川崎 陽平

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十二月一日岡山県指令建指第三四〇号

令和5年4月4日 岡山県公報 第12486号

〔一七〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年四月四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字鋸先キ四四〇―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区東花尻二八九―一セントフランスA棟A二〇一

宮本 拓弥

宮本 瑞季

三 許可年月日及び許可番号

令和五年二月十五日岡山県指令建指第四五四号